

# 埼玉県酒類販売事業者等協力支援金 (10月分)

国の月次支援金の延長に伴い、埼玉県酒類販売事業者等協力支援金について  
10月分を給付します。

※酒類販売事業者等協力支援金(4、5、6月分)は、2021年11月15日(月)をもって  
申請受付終了となりますので、未申請の方は御確認ください。

## 申請期間

2021年11月1日(月)～2022年2月15日(火)

## 給付額

### ・給付金額

2021年10月の売上減少額\*から国の月次支援金(裏面参照)を控除した額

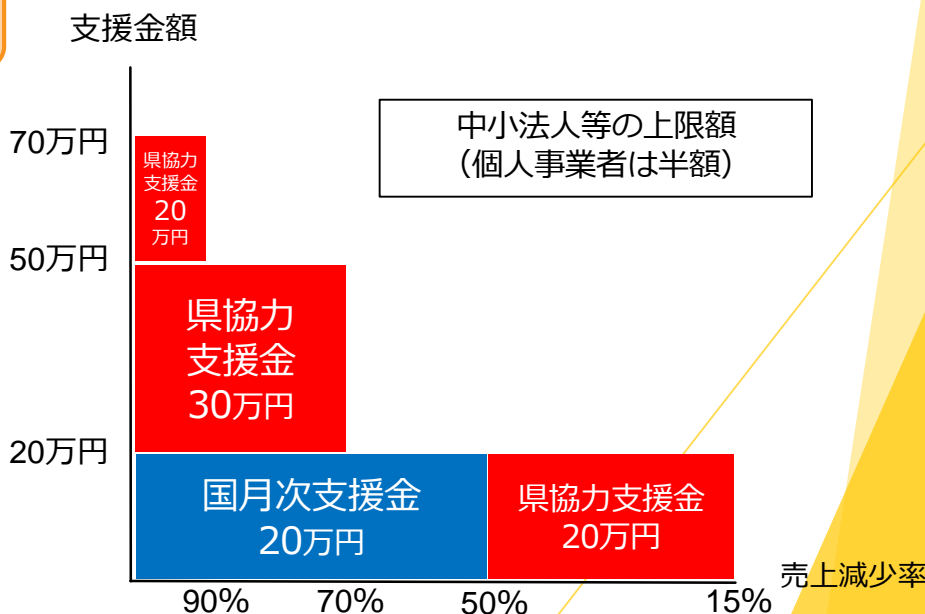
\*2019年又は2020年の同月と比較し算出した額

### ・給付上限額

| 売上減少率      | 中小法人等  | 個人事業者 |
|------------|--------|-------|
| 15%以上50%未満 | 20万円   | 10万円  |
| 50%以上70%未満 | 給付対象外* |       |
| 70%以上90%未満 | 30万円   | 15万円  |
| 90%以上      | 50万円   | 25万円  |

※国の月次支援金及び埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金の給付対象となる場合があります。

### 給付上限額 イメージ





## 国の月次支援金とは

2021年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等を対象に経済産業省が給付する支援金。（2021年9月30日をもって緊急事態宣言が解除された19都道府県による時短要請や外出自粛要請の影響により、売上減少要件を満たす事業者に対しては、10月分まで支援が行われる。）

本協力支援金では…

要件！

売上減少率50%以上  
の月がある場合



国の月次支援金の受給

## 主な給付要件

|   |   |
|---|---|
| 1 | 埼玉県内に本店・住所を有する中小法人等又は個人事業者であること。                                      |
| 2 | 酒類販売事業者又は酒類製造事業者であること。  |
| 3 | 酒類の提供停止を伴う休業要請等（酒類の提供停止を伴わない時短営業要請を含む）に応じた飲食店等との取引があることによる影響を受けていること。 |
| 4 | 埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金（10月分）の受給者ではないこと（予定を含む）。                            |

## 申請方法等

### 申請方法

**電子申請**又は**郵送** ※原則電子申請とします。

○申請方法、給付要件等詳細については、埼玉県ホームページをご覧ください。

### 埼玉県HP

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/shurui-shienkin.html>



### 申請書の入手方法

埼玉県HPからダウンロードもしくは、お近くの配布機関で申請書類を入手してください。

#### 【配布機関】

- ・埼玉県庁県民案内室（本庁舎1階東側）
- ・埼玉県庁産業支援課（本庁舎4階南側）
- ・県内の各市役所、各町村役場、さいたま市の各区役所
- ・県内の各地域振興センター
- ・県内の各商工会議所及び商工会

【お問合せは 埼玉県酒類販売事業者等協力支援金 事務局 まで】

電話：048-658-7701（午前9時～午後6時（土日祝日を含む））

※年末年始（12月30日～1月3日）は除く